

平成28年 月 日

日進市長 萩野 幸三 様

日進市自治推進委員会
会長 昇 秀 樹

市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について(答申)

平成26年10月31日付26日企第660号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

日進市市民参加及び市民自治活動条例(以下「市民参加条例」といいます。)第27条の規定に基づく評価方法について、実施状況、評価項目、課題等幅広い視点から慎重に審議し、別添「日進市市民参加及び市民自治活動条例第27条に規定する定期的な評価の検討結果について」のとおり検討を行いました。

市民参加条例は、平成24年10月の施行から推進に努めていただいております、3年が経過いたしました。今後においても同条例のさらなる推進を目指すために、定期的な評価を実施していく必要があります。

評価に当たっては、引き続き「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」の視点に分けて行うこととし、次のとおり求めます。

まず、「市民参加」については、2つ以上の方法での実施については、定着したものと考えます。今後は、手続内容の質的分析を進め、支援事項の種別ごとに最も効果的かつ効率的な手法を定め、対象事項ごとに相応な手続が実施されているかについて検討・評価していくことを求めます。

次に、「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」については、市の執行機関が行うべき支援等の評価としますが、経年変化把握を必要とする指標以外については、質的又は定量的な指標を定め、その組み合わせにより評価できるよう検討していくことを求めます。また、テーマ型と地縁型のコミュニティなど、対象に応じた支援等の評価についても引き続き整理に努めてください。

今後も、条例の趣旨を踏まえながら、より積極的な市民参加及び市民自治活動の推進に努めていただきたいと思います。

(案)

日進市市民参加及び市民自治活動条例
第 27 条に規定する定期的な評価の
検討結果について

平成 28 年 1 月 25 日
日進市自治推進委員会

1 はじめに

「日進市市民参加及び市民自治活動条例(以下「市民参加条例」という。)」の施行を受け、日進市自治推進委員会では、市民参加条例第27条の規定に基づく「定期的な評価」について、平成26年1月の答申において、今後は「市民参加」についてその手続の組み合わせや質についても検証できるような整理に努め、「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」について定量的な指標と質的な指標の設定に努めることを求めました。

条例の施行から3年が経過し、この答申を踏まえ市民主体の自治のさらなる推進のため、市民参加手続の質的部分及び市民自治活動にかかる望ましい評価指標について、慎重かつ積極的な審議を進めてきました。

2 市民参加手続について

市民参加については、市民参加条例第7条に規定する「市民参加の手続の対象事項」に該当する事項の手続が、条例第8条に規定される2つ以上の方法により実施されているかの確認となります。確認方法としては、市民参加条例第9条及び第7条第3項に規定する「当該年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況」及び「前年度において市民参加の手続を行わないこととした理由」の取りまとめを主に行っています。

2つ以上の方法による手続の実施が全庁的に定着されたものと確認できました。今後は実施される市民参加手続の内容についても質的に分析し、表1の着眼点を踏まえ、表2を参考として望ましい手法が選択できるよう、整理を進めていただきたいと思えます。

表1：市民参加手続の例と確認内容整理の着眼点

目的に応じて2つ以上の方法を併用することで、互いの特徴を活かした効果的な市民参加手続を行います。

場 面	手続の例	確認内容整理の着眼点
市民との合意形成	附属機関等、説明会、意見交換会、シロヅリム、ワークショップ、公聴会	<ul style="list-style-type: none"> 例えば説明会であっても、実態としてはワークショップに近い形式で開かれ、市民との意見交換や合意形成を図るものもあるため、手続の名称のみではなく、その実態を踏まえての整理が必要となります。 同じ市民の意見・意向を聞く手続でも、パブリックコメントと意向調査では特性が異なることから、対象事項の手続に際し適する方法を選択しているかの検討が必要となります。
市民と意見交換		
市民からの提案		
市民の意見や意向を聞く	パブリックコメント、意向調査、縦覧	
市民への情報提供	説明会、媒体(広報紙、ホームページ)の活用	

双方向
市⇄市民

一方通行
市⇒市民

表 2 : 市民参加手続の対象と方法

	基本構想		基本条例		義務権利条例		生活影響制度		公共用施設 設置計画	
	策定	変更	制定	改廃	制定	改廃	導入	改廃	策定	変更
附属機関等	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎
ワークショップ	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	○
パブリックコメント 手続	◎ (必須)	◎	◎	◎	○	◎	○	◎	○	○
意向調査	◎	○	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎
意見交換会・ 公聴会	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○
説明会	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
縦覧	(対象事項の意見聴取法定手続が縦覧とされている場合に限る)									

凡例 ◎ : 非常に適している ○ : 適している

3 市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価

市民自治活動の評価については、引き続き、条例第 21 条に規定する「市の執行機関の施策」に規定される市の執行機関が行うべき支援等について評価することとします。

評価指標については、表 3 の例のように、市民が市民自治活動の状況を把握できる基礎となる定量的なもののうち、その定義が不変的で、かつ、経年変化を把握する必要があると考えられるものを中心に用いることとし、市民意識調査等を活用することにより、その把握に努めてください。

一方で、詳細に評価をしていく上では、時宜にかなった内容で実施していく必要があることから、質的又は定量的な指標を組み合わせることで評価することができるよう検討を進めてください。

表 3 : 経年変化を把握する定量的指標(例)

経年変化を把握する対象	定量的指標(例)
テーマ型コミュニティ	市民自治活動登録団体数
	にぎわい交流館来館者数
	にぎわい交流館会議室利用者数、団体利用件数
	市の執行機関とコミュニティとの協働事業の実施件数
	大学との連携協力協定締結状況
	NPO などの市民活動への支援に関する満足度・重要度※1
	ボランティア、NPO 活動への参加率及びスタッフとしての参加率※1

経年変化を把握する対象	定量的指標(例)
地縁型コミュニティ	区・自治会加入率
	区振興事業の実施数、延べ参加者数
	コミュニティなど地域の活動に関する満足度・重要度※1
	地域自治活動への参加率及び役員としての参加率※1
	地域自治活動が活発であると感じる市民の割合※1

※1：市民意識調査(今後は2年ごとに調査)で調査

4 まとめ

市民参加条例第27条及び日進市自治推進委員会条例第2条の規定に基づき、市民参加条例に規定する定期的な評価について、前回の答申内容を踏まえた上で慎重に審議し、検討を行いました。

検討の結果、今後も引き続き「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」の視点に分けて評価を行うこととし、次のような手法で実施することを求めます。

まず、「市民参加」については、対象となる事項の手続が2つ以上の方法により実施されているかの確認を継続します。その上で、手続内容の質的分析を進め、対象事項と実施手続の相性についても併せて評価していくこととします。

次に、「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」については、市民参加条例第21条に規定される「市の執行機関が行うべき支援等」についての評価を継続し、経年変化把握を必要とする指標以外については、質的又は定量的な指標の組み合わせによる評価・分析ができるよう検討することを求めます。

併せて、今後もより効果的な市民参加手続を選択できるように職員への周知や職員研修等について実施していくことを求めます。